

令和8年度 空き家相談会のお知らせ

- 実施日時：毎月第2木曜日午前9：00～午後4：30
(4/9、5/14、6/11、7/9、8/13、9/10、※祝日の場合は前日水曜日
10/8、11/12、12/10、1/14、2/11、3/11)
- 場所：川北町役場2階
- 相談内容：空き家の解体に関する補助金
空き家の利活用（売却、賃貸）他
事前予約が必要なので、ご希望の方は、**前日（午後5時）までに土木課へご予約ください。**



「空き家対策セミナーin南加賀」が令和8年11月に加賀市市民会館で開催されます。セミナーでは空き家に関する相談事例の紹介や司法書士に個別相談することもできます。詳細が決まり次第、広報等でお知らせしますので是非ご参加ください。

空き家に関する補助制度について

空き家等解体事業補助金（※工事着手前に申請が必要）

空き家等の解体をする者に対して補助金を交付します。

○対象物件：1年以上使用していないことが常態化している住居 等

○対象者：空き家等の所有者

○補助額：解体費用の1/2、上限50万円

空き家バンク制度

空き家を貸したい売りたいという空き家所有者と、空き家を借りたい買いたいという希望者の橋渡しとなる空き家バンクをご活用ください。

空き家改修費等補助金（※工事着手前に申請が必要）

空き家バンクに登録された物件の売買・賃貸借に伴う改修及び修繕に要する費用に対して補助金を交付します。

○対象者：町税又は前住の市町村税を直近3年間で滞納していないこと 等

○補助額：50万円以上の工事で改修費用1/2以内、
上限50万円

空き家バンク成約奨励金

空き家バンクに登録された物件の売買又は賃貸借契約が成約された場合、空き家提供者に対して奨励金を交付します。

○対象者：空き家バンク登録後、3か月経過していること

利用申込者が、物件登録者の3親等以内の親族でないこと 等

○奨励金：一律5万円（対象物件に対し1回限り）